

# 【問題】 通関業法

(時間50分)

【選択式】—— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第10問：各問題2点

第1問 次の記述は、通関業法第3条に規定する通関業の許可及び同法第4条に規定する許可の申請に関するものであるが、( )に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業を営もうとする者は、(イ)の許可を受けなければならないこととされており、(イ)は、当該許可に通関業法の目的を達成するために必要な最少限度の条件として、取り扱う貨物の(ロ)の限定及び許可の(ハ)に関する条件を付することができる。
- 2 通関業の許可を受けようとする者は、その者の(ニ)の状況を示す書面のほか、その者が通関業以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び最近における(ホ)の状況を示す書面を添付した許可申請書を(イ)に提出しなければならない。

- |       |      |     |       |     |
|-------|------|-----|-------|-----|
| ①税関官署 | ②期限  | ③損益 | ④件数   | ⑤効果 |
| ⑥顧客   | ⑦純利益 | ⑧社員 | ⑨財産   | ⑩種類 |
| ⑪数量   | ⑫税関長 | ⑬資産 | ⑭財務大臣 | ⑮負債 |

第2問 次の記述は、通関業法第8条に規定する営業所の新設および通関業法第9条に規定する営業所の新設に係る許可の特例に関するものであるが、( )に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、(イ)の許可を受けなければならない。なお、(ロ)である通関業者の場合は、(イ)に、その旨を届け出ることができ、当該届出が(ハ)された時において、許可を受けたものとみなす。

- 2 上記1の届出を(ロ)である通関業者が提出する際には、営業所の名称及び所在地や、営業所の(ニ)の氏名等、規定する事項を記載した届出書が必要である。なお、届出書には、届出に係る営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名を記載した(ホ)その他参考となるべき(ホ)を添付しなければならない。

- |         |      |      |
|---------|------|------|
| ①申告書    | ②提出  | ③税関長 |
| ④審査     | ⑤許可書 | ⑥受理  |
| ⑦財務大臣   | ⑧申請書 | ⑨届出書 |
| ⑩税関官署   | ⑪責任者 | ⑫専任  |
| ⑬認定通関業者 | ⑭権利  | ⑮書面  |

第3問 次の記述は、通関業法第13条の規定する通関士の設置に関するものであるが、( )に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業務を適正に行うため、その通関業務を行う(イ)ごとに、通関士を置かなければならない。ただし、通関業務を行う(イ)において、取り扱う通関業務に係る貨物が、(ロ)のみに限られる条件が付されているときは、当該(イ)に通関士の設置を要しない。
- 2 通関業者は、通関士を置かなければならないこととされる(イ)ごとに、通関業務に係る貨物の(ハ)並びに通関士の審査を要する(ニ)の数、種類及び内容に応じて必要な(ホ)の通関士を置かなければならない。

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| ①営業所    | ②税関長      | ③保税地域     |
| ④数量及び種類 | ⑤員数       | ⑥種類及び内容   |
| ⑦特定の貨物  | ⑧専任       | ⑨1名以上     |
| ⑩仕入書    | ⑪申請書類     | ⑫通関書類     |
| ⑬事業所    | ⑭一定の種類の貨物 | ⑮限定の種類の貨物 |

第4問 次の記述は、通関業法施行令第4条に規定する通関業の許可の消滅に関する届出義務者に関するものであるが、( )に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

通関業法第10条1項の規定により通関業の許可が消滅したときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの該当者は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

- (1) 通関業者が通関業を廃止した場合は、通関業者であった(イ)又は通関業者であった(ロ)。
- (2) 通関業者が死亡した場合は、(ハ)。
- (3) 通関業者が破産手続開始の決定を受けた場合は、(ニ)。
- (4) 通関業者である法人が合併により解散した場合は、通関業者であった(ロ)であった者。
- (5) 通関業者である法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合は、(ホ)。

- |       |            |            |
|-------|------------|------------|
| ①法人   | ②個人        | ③通関士       |
| ④保証人  | ⑤弁護士       | ⑥破産管財人     |
| ⑦保証団体 | ⑧税関長が認定した者 | ⑨清算人       |
| ⑩従業者  | ⑪相続人       | ⑫株主        |
| ⑬承継人  | ⑭法人を代表する役員 | ⑮合併後存続する法人 |

第5問 次の記述は、通関業法第6条に規定する通関業の許可に係る欠格事由に関するものであるが、( )に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

財務大臣は、許可申請者が次に掲げるものである場合には、通関業の許可をしてはならないとされている。

- 1 (イ)により通関業務を(ロ)に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなってから(ハ)を経過しないもの。

- 3 関税法第111条(許可を受けずに輸出入する等の罪)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わった日から(ハ)を経過しないもの。
- 4 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたとしてその許可を(ニ)で、その日から(ホ)を経過しないもの。
- 5 懲戒免職の処分を受けた公務員で、当該処分を受けた日から(ホ)を経過しないもの。

- |           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| ①2年       | ②撤回された者  | ③7年       |
| ④心身の機能の障害 | ⑤適正かつ公正  | ⑥精神の機能の障害 |
| ⑦1年       | ⑧取り消された者 | ⑨5年       |
| ⑩公正       | ⑪適正      | ⑫3年       |
| ⑬6月       | ⑭無効とされた者 | ⑮心身の障害    |

第6問 次の記述は、通関業の許可、許可の申請及び許可の基準に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業法5条2号に規定する「人的構成に照らし」とは、許可申請者(法人である場合には、その役員)の人的資質に関する評価をいい、その従業者全体の人的資質に関する評価は含まない。
- 2 財務大臣は、通関業の許可申請者及び通関士その他の従業者について、通関書類等の作成等につき十分な経験、関税法等の関連法規の知識を有しているかどうかの審査を行う。
- 3 通関業の許可を受けようとする者は、許可申請書に通関士となるべき者のみならず、その他の通関業務の従業者の名簿及びこれらの者の履歴書を添付しなければならない。
- 4 通関士試験に合格した者を雇用する見通しがあれば、通関業法5条3号(許可の基準)に規定する基準に適合するものと認められる。
- 5 通関業の許可を受けようとする法人が、一の企業の全額出資により設立された法人である場合には、当該一の企業の名をもって通関業の許可の申請

をしなければならない。

第7問 次の記述は、通関業者及び通関士の義務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業務を行う営業所の責任者及び通関士の氏名を当該営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。
- 2 通関士試験に合格した者であっても、通関業法31条1項に規定する確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなった場合には、通関士という名称を使用してはならない。
- 3 通関業者は、通関士試験に合格した派遣労働者についても財務大臣に対し通関士の確認手続を行うことができる。
- 4 通関業務を行うに当たって依頼者の陳述又は文書等から知り得た事実であっても一般に知られているものであれば、通関業法19条（秘密を守る義務）に規定する「通関業務に関して知り得た秘密」には当たらない。
- 5 通関士がその信用又は品位を害するような行為をしても、その所属する通関業者の信用又は品位を害さなければ、通関業法20条（信用失墜行為の禁止）に規定する信用失墜行為には当たらない。

第8問 次の記述は、通関業法第13条に規定する通関士の設置に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業務を行う営業所の新設に係る許可の条件として、当該営業所において行う通関業務が船会社又は航空会社等の依頼によって船用品又は機用品の積込申告のみを行う場合に限られている場合は、通関業者は、当該営業所に通関士を置くことを要しない。
- 2 通関業者は、通関業の許可の条件として取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類に限られる営業所の場合には、当該営業所における通関業務の取扱件数の多寡にかかわらず通関士を置くことを要しない。

- 3 通関業者は、通関士の設置を要しない営業所であっても通関士を設置することができる。
- 4 認定通関業者は、通関士の設置を要する営業所であっても、財務大臣に届け出た場合には、通関士の設置を要しない。
- 5 通関士の設置を要する営業所であっても、その営業所における通関業務に係る貨物の数量及び種類からみて、当該営業所に通関士を置く必要がないものとして財務大臣の承認を受けた場合には、当該営業所に通関士を置くことを要しない。

第9問 次の記述は、通関業法第2条（定義）に規定する通関業務及び同法第7条（関連業務）に規定する関連業務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 他人の依頼によりその者を代理して行う輸入しようとする貨物に係る指定地外貨物検査許可の申請は、通関業務に含まれる。
- 2 他人の依頼によりその者を代理して行う輸出許可後の船名、数量等変更申請手続は、通関業務に含まれる。
- 3 他人の依頼によりその者を代理して行う本邦と外国との間を往来する船舶への内国貨物である船用品の積込承認申告手続は、通関業務に含まれる。
- 4 他人の依頼によりその者を代理して行う輸入申告の前に行われる当該輸入申告に係る開庁時間外の執務を求める届出の手続の代理は、通関業務に含まれる。
- 5 他人の依頼によりその者を代理して行う関税に関する納税申告手続に併せてする消費税に関する納税申告手続は、通関業務に含まれる。

第10問 次の記述は、通関業法第22条に規定する通関業者の記帳、届出、報告等に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、関連業務についても、その取扱いに係る件数、これらについ

て受けた料金の額その他関連業務に係る事項を記載した報告書を毎年1回財務大臣に提出しなければならない。

- 2 認定通関業者は、交付された認定に係る通知書を3年間保存しなければならない。
- 3 通関業者は、通関業務に関し財務大臣に提出した定期報告書の写しを、その作成の日後3年間保存しなければならない。
- 4 通関業者は、通関業法の規定により毎年1回財務大臣に提出する報告書に、報告期間の末日における通関業務の用に供される資産の明細を記載しなければならない。
- 5 通関業者は、通関士に異動があった場合には、当該異動の日後30日以内にその移動の内容を財務大臣に届けなければならない。

【択一式】 — 各問題1点 —

第11問 次の記述は、通関業法第15条に規定する更正に関する意見の聴取及び同法16条に規定する検査の通知に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 税関長は、犯則事件の調査のための貨物の検査について、通関業者又はその従業者の立会いを求めるための通知を要する。
- 2 通関業者が他人の依頼によりその者を代理して保税工場に保税作業のため外国貨物を置くことの承認の申請をした場合において、税関長は、税関職員に当該申請に係る貨物につき必要な検査をさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるための通知を要しない。
- 3 通関業者が他人の依頼によりその者を代理して行った納税申告について更正をすべき場合において、当該更正が客観的に明らかな誤りに基因するものであるときは、税関長は、納付すべき関税の額の増減にかかわらず、当該通関業者に対し、意見を述べる機会を与えることを要しない。
- 4 税関長は、輸入の許可後にする条件付減免税貨物に係る貨物の検査については、通関業者又はその従業者の立会いを求めるための通知を要する。
- 5 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じてした納税の申告について更正をすべき場合において、当該更正が関税の額の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかったことに基因するものであるときは、その更正が納付すべき関税の額を減少するものであっても、当該通関業者に対し、その法律の規定に従っていなかったことに関し意見を述べる機会を与えなければならない。

第12問 次の記述は、通関業者に対する業務改善命令に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っているものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、誤った申告が多い通関業者に対する改善指導を実施し、相当の期間が経過した後もなお、当該通関業者において改善指導の効果が見受けられないときは、当該通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 財務大臣は、通関業者に対して業務の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることとしたときは、改善すべき事項、改善のため必要な期限を明記した書面をもって通関業者に通知する。
- 3 業務改善命令に関して行う弁明手続については、行政手続法の規定が適用される。
- 4 改善のため必要な期限の経過後、当該通関業者の業務の運営の改善が行われない場合は、通関業法34条1項1号の規定に基づく監督処分が検討されることとなる。
- 5 財務大臣は、通関業者の役員、通関士及びその他の通関業務の従業者につき、関税法116条に違反する行為があった場合において、当該通関業者の責めに帰すべき理由があるときは、当該通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第13問 次の記述は、通関業法第34条の規定に基づく通関業者に対する監督処分に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関業者に対して監督処分をするときは、あらかじめその旨を公告しなければならない。
- 2 通関業者の通関業務に従事する者につき、通関業法の規定に違反する行為があった場合において、その通関業者の責めに帰すべき理由があるか否かの証明は、当該通関業者が行う。

- 3 財務大臣は、通関業者に対して監督処分をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審査委員の意見を聴くことができる。
- 4 法人である通関業者の通関業務以外の業務に従事する者につき、港湾運送事業法の規定に違反する行為があった場合は、当該通関業者は、監督処分の対象とはならない。
- 5 法人である通関業者が通関業法6条10号に規定する欠格事由に該当するに至った場合であっても、当該通関業者が、通関業の許可が取り消される前に欠格事由に該当した役員等を更迭した場合には、当該通関業者は、監督処分の対象とはならない。

第14問 次の記述は、通関業法第10条に規定する通関業の許可の消滅及び同法第11条に規定する通関業の許可の取消しに関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、その許可は直ちに消滅する。
- 2 法人である通関業者が合併により解散した場合には、通関業の許可は消滅し、通関業者であった法人を代表する役員が遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 3 通関業者が通関業を廃止したときは、通関業の許可は消滅する。
- 4 財務大臣は、法人である通関業者の役員が禁錮以上の刑に処せられたときは、当該通関業者の通関業の許可を取り消すことができる。
- 5 財務大臣は、法人である通関業者の役員が輸入してはならない貨物を輸入したとして関税法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けたときは、通関業の許可を取り消すことができる。

第15問 次の記述は、通関業法上の義務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業務を行う営業所の責任者は、その職に就く前に、通関業務に関する研修を受けなければならない。
- 2 通関業者は、取り扱った通関業務及び関連業務に関する帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、当該帳簿をその閉鎖の日後3年間保存しなければならない。
- 3 通関業者は、通関業務の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならないが、当該料金には通関業法7条に規定する関連業務は含まれない。
- 4 法人である通関業者の役員は、いかなる理由にかかわらず、通関業務に関して知り得た秘密を自己又は第三者の利益のために利用してはならない。
- 5 法人である通関業者は、通関業務に従事しているか否かにかかわらず、その役員に異動があった場合には、そのつど、その者の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない。

第16問 次の記述は、通関業法第12条に規定する変更等の届出に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業務を行う営業所の所在地に変更があった場合であっても、その名称に変更がない場合には、財務大臣への届出を要しない。
- 2 法人である通関業者の営業所ごとの責任者の氏名に係る変更の届出を二以上の税関長に対して行うときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要部数の変更届出を提出することにより行う。
- 3 通関業者は、通関業務を行う営業所の電話番号のみを変更した場合は、その旨を財務大臣に届け出を要しない。
- 4 通関業者は、通関業務を行う営業所の従業者が新たに通関士試験に合格した場合は、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

5 法人である通関業者が通関業を廃止した場合の届出義務者は、清算人である。

第17問 次の記述は、通関業法第31条に規定する財務大臣の確認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、他の通関業者の通関業務に従事する通関士について財務大臣の確認を受けることはできない。
- 2 通関業者は、自己の通関業務に通関士として従事していた経験がある者を、再び自己の通関業務に通関士として従事させようとする場合には、財務大臣の確認を受けることを要しない。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号に規定する暴力団員でなくなった日から3年を経過しなければ、財務大臣の確認を受けることができない。
- 4 関税法第110条（関税を免れる等の罪）の規定に該当する違反行為をした者であって、当該違反行為があった日から3年を経過しないものについては、財務大臣の確認を受けることができない。
- 5 関税法第110条（関税を免れる等の罪）の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者は、その刑の執行を終えた日から3年を経過しなければ、財務大臣の確認を受けることができない。

第18問 次の記述は、通関業法の規定による公告に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関業者の通関業の許可に係る期限の条件が付されている場合において、当該期限が経過した場合には、その旨を公告しなければならない。
- 2 財務大臣は、通関業者の営業所の許可が消滅したときは、その旨を公告し

なければならない。

- 3 財務大臣は、通関業者が通関士を設置したときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 財務大臣は、通関業の許可が消滅した場合であっても、現に進行中の通関手続がある場合には、当該通関業の許可が消滅した旨を公告しない。
- 5 財務大臣は、通関士が関税法の規定に違反したことにより、当該通関士に対し通関業法第35条第1項の規定による懲戒処分をした場合には、その旨を公告しなければならないが、公告すべき事項には、当該通関士の氏名は含まれない。

第19問 次の記述は、通関業法の罰則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業法18条（料金の掲示）の規定に違反して料金の掲示義務に違反した者は、罰金の刑に処せられることがある。
- 2 通関業者でない者が通関業者という名称を使用した場合は、懲役又は罰金の刑に処せられることがある。
- 3 通関業法33条の規定に違反して通関士の名義を他人に通関業務のために使用させた者は、懲役の刑に処せられることがある。
- 4 不正の手段によって通関士試験に合格した者は、罰金の刑に処せられることがある。
- 5 通関業の許可に取扱貨物を一定の種類に限定する条件が付されている場合において、当該条件に違反して通関業を営んだ通関業者は、懲役の刑に処せられることはないが、罰金の刑に処せられることがある。

第20問 次の記述は、通関業法第37条に規定する処分の手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関士に対して懲戒処分をしようとするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける通関士に通知しなければならない。
- 2 財務大臣は、通関士に対して懲戒処分をしようとするときは、審査委員の意見を聴かなければならない。
- 3 財務大臣は、通関士に対して懲戒処分をしたときは、その処分の内容と理由を付記した書面により、直接、当該通関士に通知しなければならない。
- 4 財務大臣は、通関業者に対して監督処分をしようとするときは、審査委員の意見を聴くことを要しない。
- 5 財務大臣は、通関業者に対する監督処分について意見を聞くため、必要があるときは5人の審査委員を委嘱しなければならない。